

日本ピア・サポート学会
ピア・サポート・トレーナー及びピア・サポート・コーディネーター 資格認定細則

資格認定を受けようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

＜会員期間＞

第1条

ピア・サポート・トレーナーは1年以上、ピア・サポート・コーディネーターは3年以上本学会に会員として所属し、会員としての義務を果たしていること。

＜ピア・サポート・トレーナーの資格認定要件＞

第2条

学校等でピア・サポーターの養成を行うのに必要な知識と技能を有すること。

- 1 基礎資格として、カウンセリングに関する研修を24時間以上受講していること。
カウンセリングに関する研修は演習を含むものとする。資格認定を申請する者は研修証明書の写しを提出する。日本学校教育相談学会認定学校カウンセラー・日本カウンセリング学会認定カウンセラー等の資格を有する者は、その資格認定証の写しを以て替えることができる。
 - 2 ピア・サポートに関する研修を13.5時間以上受講していること。
ピア・サポートに関する研修は、本学会が主催し認定ピア・サポート・コーディネーターが指導した養成講座、および準ずる研修講座において所定の単位を取得したものとする。準ずる研修講座の研修時間は、認定委員会から承認されたものとする。資格認定を申請する者は修了証の写しを提出する。
 - 3 ピア・サポートに関する課題レポートを提出すること。
課題レポートの内容「自分自身の勤務校等でピア・サポート・プログラムを実践することを想定して、以下に挙げる3つの観点を網羅してレポートを作成せよ。」
 1. サポーターが行うサポート活動の具体案と、そのためのトレーニング・プログラムを含むこと。
 2. 教職員全体の理解を得るための具体案を含むこと。
(例:職員会議への起案内容・実施体制・職員研修会・スケジュール等)
 - ③ 実施に向けて想定される課題とその対応策、および成功に導くための配慮点を含むこと。
- * 学校以外の勤務者は学校を想定し作成するか、もしくは学校関係に関連する領域での実践を想定して作成すること。
(例:公民館で小学生を集めての実践、教育センターで教員対象ピア・サポート研修の実践、福祉施設・病院等での相互研修や教育・啓発に関わる実践など)
* 過去の実践資料を参考資料として添付することはできるが、課題レポートの代わりにすることはできない。すでに実践をしている場合は、その実践をさらに改善するという観点から、上記の視点を含むレポートを提出すること。
* レポートは、A4版の用紙に40文字×40行で、4枚程度にまとめる。手書きの場合は、A4版400字詰め原稿用紙16枚程度にまとめる。レポートの冒頭に氏名を明記すること。

◇ 付 記

ピア・サポート・トレーナー養成講座は、ピア・サポート全体について理解し、実践する能力を養成するため、原則として以下の内容を網羅すること。(1単位時間は45分を最低基準とする)

1. ピア・サポート概論(2単位時間・90分)
2. 自己理解・他者理解 / 動機づけ(2単位時間・90分)
3. コミュニケーション・スキル(4単位時間・180分)
1. 問題の解決(1単位時間・45分)
2. 対立の解消(1単位時間・45分)
3. 危機対応とスーパービジョン(2単位時間・90分)
4. 個人プランニングと活動の実践(2単位時間・90分)
5. プログラム導入のためのデザイン(2単位時間・90分)
6. 研究・評価 / プログラムの維持とメンテナンス(1単位時間・45分)
7. フリーディスカッション&質疑応答(1単位時間・45分)

＜ピア・サポート・コーディネーターの資格認定要件＞

第3条

ピア・サポート・トレーナー資格を取得し3年経過している者で、学校等でピア・サポート活動を組織的に展開できる資質・能力をもち、ピア・サポート・トレーナーの養成ができること。

＜申請の手続き＞

第4条

- 1 資格認定申請は、審査料5,000円を納入し、別掲の申請書様式によって行うこと。
- 2 資格認定申請書の提出は毎年12月とする。

＜審査結果の通知＞

第5条

審査結果は3月中に通知され、4月1日から有資格者になるものとする。

＜認定者の登録手続き＞

第6条

- 1 資格認定された者は指定の日までに、登録料5,000円を資格認定委員会事務局に納入すること。期日までに納入しない場合は、認定を取り消すことがある。
- 2 登録料を納入した者に対して、日本ピア・サポート学会から認定証を交付する。

＜事務担当委員会＞

第7条

本細則に関わる事務は、資格認定委員会がこれを行うものとする。

＜改廃＞

第8条

本則の改廃は、資格認定委員会が検討し、常任理事会の議を経て行う。

附則1〔ピア・サポーターの認定〕

資格認定の規則は本学会の会員に対するもので、各学校等で認定されるピア・サポーターは本学会の会員ではないので、別に定める。

【別記】

- 1 小学校・中学校・高等学校においては、本学会認定のピア・サポート・トレーナー及びピア・サポート・コーディネーターによるトレーニングを実施した場合、所属長名・指導者名により「修了証書」を交付することができる。
 - 2 高等学校・大学等において、学会の認定した指導者(同上)による、次の要件を満たした研修等を実施した場合、本人及び学校の要請により、指導者名・学会会長名で「認定証」を交付することができる。(進路選択等の資格として活用が求められるような場合)
 1. ピア・サポートの精神をもち、その基本的な知識と技能を有すること。
 2. 実践活動やスパービジョンを含めて30時間以上のプログラムを修了していること。
 3. 課題レポート(または認定試験)に合格すること。
 4. ピア・サポーターの申請書の様式は別紙の通りとし、審査及び合格者への認定証の送付についての審査料(認定書の交付を含む)は2,000円とする。
 - 3 以上の実施に当たっては、本学会資格認定委員会と連絡を取り合い実施すること。
- ◆ 倫理上及び安全管理上のトレーナー及びコーディネーターの留意事項(小中高の場合)
- 1 ピア・サポーターの活動は、安全管理上またはサポーター及び被サポーターの人権を守るために校内(キャンパス内)にトレーナーまたは準ずる職員がいることが望ましい。必要やむを得ない場合に校外や教師の勤務時間外にピア・サポート活動を行ったときには、事後早めにトレーナーに連絡させる。
 - 2 他校の児童生徒のトレーニングや他校でのピア・サポート活動は、両校の校長(場合によっては関係する教育委員会)の了解を得ることが望ましい。
 - 3 関係教師の了解を得ずに他学年や他の学級の特定の児童生徒に呼びかけ、トレーニングをし

たりサポート活動をさせたりすることは望ましくない。

4 ピア・サポート活動を行うにあたっては、全教師や保護者の理解を得るよう努力する。

5 トレーニングは教育活動の一つとして行うものであるので、指導料等を取らない。経費がかかる場合は、学校の予算から支出してもらう。事後に請求するのではなく事前に管理職の了解を得る。前年度末に予算化してもらうことが望ましい。

6 ピア・サポート活動中にトラブルがあった際には、サポーターの責任とせず、トレーナーの責任として対処する。

7 ピア・サポーター同士のチームワークを良くし、個人プレーで行き過ぎが起こらないように、トレーナーは助言する。(スーパービジョンを含む)

8 ピア・サポーターがどこまで守秘義務を負うかは問題が起こる前に十分共通理解を図っておく。トレーナー以外の教師もサポーターの立場を理解する必要がある。

9 判断に迷う事態が発生した場合には、先延ばしすることなく、管理職に報告・相談する。

附則2

本細則は2026年6月28日に一部改正